

検討の背景

- 令和7年9月、女神大橋で停車中の乗用車にトレーラーが追突する重大事故が発生。乗用車は駐停車禁止区間に一定時間、停車。
- 監視業務の現状と課題を整理し、監視業務として担うべき範囲を明確化するとともに、監視業務のあり方について検討。

監視業務の現状

- 女神大橋(交通量8,205台/日・片側2車線)には、異常気象時の通行規制判断を主目的に監視カメラを設置している。
- 監視員(1名)は、モニター監視席に常時着席しているわけではなく、日誌作成や気象情報確認などで離席することがある。夜間は交代制。
- 駐停車の発生状況は、令和3年4月以降で10回確認。発見方法は利用者からの通報5件、監視カメラ5件。
- 駐停車車両を発見した場合は、拡声器による注意喚起、緊急出動、警察通報のいずれか、または複数を行うなど、対応にバラツキあり。
- 今回、拡声器の有効性について試験を実施。車中で窓閉・ラジオ作動・会話中では聞き取り困難。緊急時の確実な情報伝達手段としては不十分。

監視業務の課題

- ① 駐停車車両への対応の不統一
拡声器、緊急出動、警察通報などの対応が監視員の判断に委ねられ、明確な規定なし。
- ② 拡声器による注意喚起の限界
音声が届く範囲に制約があり、車内環境によって聞き取り困難。
- ③ 駐停車を誘発する環境要因
眺望の良さやイベント(夜景・初日の出・花火)により停車が繰り返し発生。規制標識だけでは抑止困難。
- ④ 機器監視員の離席
日誌作成や気象情報確認でモニター前を離れることがあり、異常時の緊急出動時はモニター前から無人になる場合もある。

監視業務として担うべき範囲

駐停車車両を確認した場合、道路管理者は、車両の移動を促すとともに、警察へ通報し、必要に応じて事故防止に努めることが適切。

監視業務の改善方策

◆ 駐停車車両対応のルール化

駐停車車両への対応にバラツキがあることから、駐停車車両を確認した際の対応手順を整備し、初動対応をルール化。(図-1)
また、定期的なモニター確認により監視の確実性を高める。

◆ 監視員の離席を最小化するための機材配置見直し

業務用PCや工事情報を掲示するホワイトボードを監視席付近に移設し、離席を減らすことで、異常の早期発見と迅速対応につなげる。

◆ 料金收受業務との連携による監視体制の補完

緊急出動時のモニター監視の途切れを防止。料金収受員がモニター監視を補完することにより、監視体制の強化を図る。(図-1)

◆ 道路情報板・路面表示による駐停車抑止策の強化

橋梁進入前の道路情報板に「駐停車禁止」等の文言を表示し、早い段階で利用者へ注意喚起。(図-2)

また、「駐停車禁止」の路面表示を追加で実施し、駐停車が多く発生している地点のデータを踏まえて配置することで、より効果的な抑止を図る。(図-3)

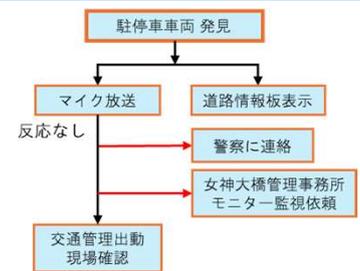


図-1 駐停車車両発見時の対応手順



図-2 道路情報板による駐停車禁止の周知



図-3 路面表示のイメージ (実施予定)

まとめ

- 現行の体制を前提に、実施可能な改善方策を整理。警察との連携を一層強化し、駐停車禁止の周知と監視体制の運用改善を図ることで、道路利用者の安全確保に努める。

なお、AI等の導入については、高速道路株式会社や国土交通省における例を参考に検討したが、女神大橋の管理区間は範囲が限定的で交通量も少なく、利用実態が大きく異なり、過剰な投資となる可能性が高いことから現時点では見送り。今後は必要に応じて導入の可否について検討する。